

造る、みな當時の名工にして甲冑及び鐸を作るに巧なり

○ 茗荷屋清七 寶暦二〇(西紀千七百)の欄間工なり、欄間彫に巧なるのみならず根附細工に亦甚だ妙を得たり

○ 眠江 文化年間(西紀千八百)頃の名工にして木彫に種々の奇巧を出し又根附を彫るに殊に妙を得たり

(し)志古曆 天長年間(西紀八百)の佛師にして多武峯の四天王を造る

○ 淨阿彌(じよあみ) 龜山帝の御宇(西紀千二百)の人にして鎌倉彫の祖康圓より康譽(よそゆ)宗阿彌と傳承し來り淨阿彌に及び鎌倉彫を一變して木蘭塗を創意す、木蘭塗とは雕刻のうへに五色の繪具を合せ塗りし者なり其後また奥卿(あいき)康吉(こうきち)康永(こうえい)と相繼ぎ康助(こうすよ)後二條帝の頃(西紀千)に至り此頃より鎌倉彫は土彫木彫の二種に分れたり

○ 若芝喜右衛門(じやくし きさくゑもん) 慶安年中(西紀千六百)の彫工にして長崎の人なり、唐鬱(とうゆく)を彫りて淡雅の趣をなす世この風を稱して若芝彫といふ

○ 周山 明和年間(西紀千七百)の人にして畫を能し法眼に敘せらる、兼て彩色根附(ねづけ)を雕に巧なり、一代目を法眼周圭(かげんしゅうけい)といひ是亦根附雕刻に名あり(ゑ)圓快(えんかい)後冷泉帝の頃(西紀千六)の佛師にして法隆寺、舍利堂なる聖徳太子七歳の像を造る

(ひ)左甚五郎 彫刻また工匠を善くし其名古今に冠たり、本姓は伊丹なれど刀を執るに常に左手を用ゐる故に左の稱あり、伏見の人にして聚樂第、桃山城の承塵(じょうじん)欄間等を造り、又その他の神社佛閣に彫刻して頗る世の賞譽を得、資性寡欲にして家極めて貧なり平生貯蓄の竭るに非ざれば業を務めず、隣翁これを諫めしかば甚五郎微笑して「樂しみは貧きにあり梅の花」と口吟せしとぞ、寛永十一年(西紀千六百)四月、四十一歳にて歿す、其子宗心元祿十五年(西紀千七)に歿し、宗心の子勝正京師に移り今出川寺町に住し享保十二年(西紀千七年)に歿す、子孫みな父祖の業を傳へて世に鳴りしといふ

○ 雛屋立甫 享保年間（西紀千七年代）の人にして根附を彌るに巧なり

(も)元利榮滿 實永年間（西紀千七年頃）の假面師にして出自家より出て別に一家を立つ、世に古元利と稱す

(せ)是閑吉滿 文祿年中（西紀千五百年頃）の人にして有名なる假面師なり、豊臣秀吉その技を賞して天下一の名を予ふ

○ 淸兵衛 享保年間（西紀千七年頃）の人にして根附その他の木彫に巧なり世これを清兵衛彫と稱して賞玩せり

◎ 採漆（うるし）時繪（ときゑ）、螺鈿（らでん）、推名工傳（すいめいこうだん）

採漆（うるし）のことは紀元二百八十年ころ（西紀前三百七十八年）既にありしこと知られて孝安帝（こうあんてい）の御宇（みゆ）に漆部連祖（うるしへんそ）三見宿禰（みみくにそくね）といふ人見えたり。工部は漆朝廷に仕する者漆部連はそのうち景行帝（けいこうてい）の時（西紀六百八十一年）床石宿禰（ゆかいしそくね）漆部（うるしへん）の官に任せられしこと見ゆ。これらの事によりて考ふれば其起原甚だ遠

し然（さか）と其業（そのじょう）の發達（はつたつ）の途（と）に就（つき）しは孝德帝（こうとくてい）の大化革新（だいがきしん）（西紀六百四十五年）以降（いこう）のことなるべし。天武帝（てんむてい）の御時（みゆじ）（西紀六百七十年）始めて赤漆（あかうるし）を用（もち）ふること發明（はつめい）せられ、奈良朝（ならのくわ）の初めに至りて採漆（うるしへん）の進歩（しんほ）著（あきら）むく顯（あらわ）はれ當時（なまに）製出（せいしゆつ）する所の器物（きもの）には或（も）は五彩（ごさい）の漆（うるし）を用（もち）ふる或（も）は密陀僧（みだそう）を以（もち）て描（か）ず、又は金（かな）を撒（ま）し螺鈿（らでん）を嵌（は）むるなど種々（どうしゅく）ありてその巧（たくみ）一（いち）ならず（聖武帝（せいぶいてい）及び孝謙（こうけいてい）の頃（ごろ）の採漆（うるしへん）の器物（きもの）は今（いま）存（そ）して正倉院（まさくわいん）法隆寺（ほうりゅうじ）にあり、桓武天皇（けんぶてんのう）都（みやこ）を山城（さんじょう）に遷（おこう）させ給（たまは）ひてよりは天下（てんか）の形勢（けいせい）一（いち）變（へん）して何事（なんじ）にも華美（かみ）を競（くら）ふ風行（ふうぎょう）はれしかば佩劍（ひがん）その他のものに蒔繪（まくゑ）、平座（へいざ）を施（ほど）せるより漆工（うるしこう）の技更（さら）にまた一（いち）進步（しんほ）を加（くわ）へて増々（ますます）精巧（せいこう）に至り、安徳帝（あんとくてい）の頃（ごろ）までは世（せ）の治亂（ぢるん）に關（かん）せず其業（そのじょう）は衰（おき）ふることなかりき（後世（ごご）聖武帝（せいぶいてい）より安徳帝（あんとくてい）まで四百六十餘年間に製出（せいしゆつ）して後花園（ごはなゐ）帝（ごはなゐてい）の時（ごはなゐのじ）西紀千四百足利義政（あきらよしまさ）いたく漆器（うるしき）を愛（あ）したれば漆工（うるしこう）の妙手（めうしゅ）四方（よのう）より京師（きょうし）に集（ひ）ひ各々（ごくご）その技術（じゆ）に力を盡（つく）しあが故（ゆゑ）に製出（せいしゆつ）する所の品（ひん）遙（はる）かに舊（き）製（せい）の上（うへ）に出（い）づ（後世（ごご）この時代（じだい）の蒔繪漆器（まくゑうるしき）の類（るい）を東山（とうざん）時代（じだい）物（もの）と稱（たまは）しきの貴重（きじょう）すること前後の製品（せいひん）に勝（まさ）りを

精巧も亦前其後時の隆替によりて髹漆の伸縮多少なきにあらざれ
と信長秀吉等干戈の間に點茶を好み器物を愛玩せしかば武野紹鷗
千利休古田重然等おのゝ茶器の新様を發明し漆工をして之を製
造せしめ其創意せし所の形を紹鷗好利久好織多^く漆工を用ゐしより
京師に余三盛阿彌等その道の妙手をも出すに至る斯て元和偃武紀西
千六百の後は百業の起ると共に髹漆の業も増々進歩し元祿年間紀西
十餘年に及てはその發達極度に進み漆繪ものゝ如きも其妍麗精
緻なること古今に冠絶す世この時代製出の漆繪を稱して常憲院は當代の將軍徳川
綱吉を同代の名工に青海勘七あり實永年中西紀千七年に漆繪の妙手
尾形光琳あり正徳享保の頃西紀千七年には長崎の工人支那の法に倣
ひて堆朱後土御門帝の御宇西紀千四百六十餘年頃京師の工人門入とい
す者支那の法を傳へて堆朱堆黑を製す案に今傳ふる所は清代
の製法な^だ沈金色漆繪青貝等の漆器を盛んに製出し爾後も或は自ら發
明し或は他邦の法を傳へて各種の髹漆諸國に起り其種々々の名工

も各所に出て以て今日に至り髹漆の業は歲に月に盛なり爰に其種
類の重なる者を掲げて本邦髹漆の名目の梗概を知しめん

漆繪奈良朝のころ既に此螺鈿此技も奈良朝の頃既にあり螺鈿玉玳瑁水
漆繪漆を塗たる器に他色の漆にて各種の繪を描する密陀畵器に密陀僧
を以て各種の繪をかけ鑑倉雕渠ひ各種の物を製造す此漆木の器に黒
梅漆を施し其上にまた赤漆を施して裝飾す其文は牡丹南部塗陸奥國南部の
梅花、菱、紗綾形雲形等なり後世これを鑑倉雕といふ
者なり其始頗る古し鑑倉雕渠朝議會津に幕府を開きし時諸工人に黒
漆を以て名づく會津塗正十八年西紀千五百九十年藩生氏卿會津の領主
赤漆の者多しく會津塗正十八年西紀千五百九十年藩主伊國伊賀郡那
千紀伊國伊賀郡那なる根來寺に於て製造せし所の者なりしを天正十三年西紀
五百九十年豊臣秀吉根來寺僧徒の暴行を惡み大兵を發して之を討滅せ
これより漆器の業も隨て廢したり然と京師の漆工^{おほ}江塗村にて製出する所の者
千紀伊國伊賀郡那なる根來寺に於て製造せし所の者なりしを天正十三年西紀
五百九十年豊臣秀吉根來寺僧徒の暴行を惡み大兵を發して之を討滅せ
これより漆器の業も隨て廢したり然と京師の漆工^{おほ}江塗村にて製出する所の者
千紀伊國伊賀郡那なる根來寺に於て製造せし所の者なりしを天正十三年西紀
五百九十年豊臣秀吉根來寺僧徒の暴行を惡み大兵を發して之を討滅せ
いて此春慶塗別意せし人^{しゃかい}の能代塗なり傳へいふ靈元帝の時西紀千六百
其七十年頃飛彈の工人山打三九郎をいふ者此地に來り始めて製出せりと
稱は色淡黄にして木質透明す時人これを能代春慶といふ嘗て飛彈國に
ある共に世の愛を元極めて飛彈春慶を若狭塗若狭國遠敷郡小支那にて
存製する所の者なり其法は小支那の存製する所の者なり

漆風を以て擬し紅、綠、青、黃、黑の彩漆を以て塗状をなす且つ金銀津輕塗陸奥郡弘前町及び造道村に於て製す若狭塗日光塗下野國都賀郡日光山下に於て似て金銀箔を用ひざる所異なり。吉野塗大和國吉野郡より製出するを以ての名なり。近來は吉野郡下市及其实外面に朱漆にて木の内に朱漆にて之を製す。其製は黒漆を以て塗り芙蓉を描くを常とす。日野塗近江國日野にて輪島塗製する所なり。輪島塗能登國風至郡輪島に堅牢なり。其實象谷塗の名を以て稱す。人山中塗加賀國江沼郡山中に象眼塗金銀の線を以て島獸花草を器物に嵌し之に破笠細工を以て稱す。駿河細工を造り之に漆を塗りし者なり。俗に寄木細工といふ。堆朱及び堆黒物等の圖を彫刻す。其朱なるを堆朱といひ。其黒なるを堆黒といふ。塙桃葉明和の頃六十餘年の人にて號を觀松齋と稱す。詩畫の名手にして其作印籠に多し。子孫職を世にせり。

○生島藤七元和ころ四十一年頃の名工にて長崎の人なり。螺鈿を嵌装するに妙を得て其名頗る高し。門人に野澤久右衛門といふ者あり。亦この技に巧なり。

(は)羽田五郎文明の頃七十年代の人に於て當時茶器の名工と稱せらる、五郎の家は奈良の法界門の近傍に在しを以て其製する所の漆器を世稱して法界門塗といひ或は五郎塗ともいふ。

○破立元祿年間九十年代の伊勢の人なり。光悦の法に倣ひ之にまた新意を加へ陶器或は鉛、錫、牙、角などを用ひ諸物象を造りて漆器中に嵌入す。其状比類なく將た雅致あり。世これを稱して破笠細工といふ。其門人望月半山業を嗣て第二世破笠と稱す。初世に比すれば其巧やゝ緻密を加へ良工の聞えあり。其門人に子山といふ者あり。亦名聲を墜さず。子山歿して後は其巧を傳ふる者なしといふ。

(に)二宮桃亭寛政年間九十年頃の人に於て江戸の醫師なり。能く沈金を製して其技頗る巧なり。之を製するに風齒を以て刀に代へしといふ。其製せる器今なほ存じ精巧人目を驚かせり。

(ほ)本阿彌光悦永寛年間百卅年頃の人に於て太虛庵、白徳齋、徳友齋などを號

すもと刀劍鑑定家なれど傍ら諸藝に通達し、書を能くし昭乘^{近衛信尹}及^び光悅^{松花堂}筆^と稱す。畫を善くし始^め海北友松を師^とし尋て土佐風を慕ひ頃て又漆器蒔繪の工に妙を得たり、其製作つねに人の意表にいで見る者をして其意匠の新斬なると其手藝の巧妙なると驚嘆おく能はざらしむ。

(を)尾形光琳^{或は精方}名は方祝^{又ハ}光琳はその號にして又寂明、洞聲伊亮青々堂、長江軒などの號あり、京師の人にして後に江戸に寓す、初め畫を狩野常信に學び後に野村宗達の風を慕ひ、又古土佐畫を悦び遂に和畫の妙手に達る、又蒔繪を善くし其製光悅に倣ひ更に新意を加へて鉛錫、青具等を嵌し甚だ風致あり畫と共に其名一世に冠絶す、享保元年西千七百四月歲五十六にて歿す^{京都小川頭妙顯寺塔中本院に葬る}

(か)梶川久次郎^{慶安の頃}西紀千六百の人にて蒔繪に巧なり、幕府に仕へて蒔繪師となり子孫その職を襲ふ、世にこの派の蒔繪を稱して梶川蒔繪といふ、但し久次郎は印籠の蒔繪に最も優れたり、近代に至ては天保十六年頃^{西紀千八百}梶川平三郎その技を巧にして家風を善す。

○覺々齋長寬^{西紀千八百}天保年間^{三十一年代}の塗師の妙手なり、江戸の人にして名聲近代に高し。

(よ)良直^{西紀千八百}姓は源、官は右衛門少志、壽永年中^{西紀千百}八十餘年の漆工の名手なり、後鳥羽帝大嘗會を行はせ給ふとき諸名匠を召集して其用ゐる所の諸器を造らせし其中漆工には良直と當時同しき名工の聞えありし中原永盛との二人なりき。

○吉長^{西紀千三}正和年中^{西紀千三}の人にして漆工の名手なり、當時江州日吉神社を造營す、此工事に用ゐんとて朝廷命じて諸名匠を召集せしが吉長は漆工清光、守近、守氏、友重、道性、正圓、友長、法阿、國友、隨親、吉行、守弘等と共に此時の招きに干かる、凡てこれらの召を受し者は皆この頃の妙手と稱せられたり。

(た)玉楮象谷^{西紀千三}譲岐高松の漆工なり、支那の法に基き更にまた新意を加へ

て一種の漆器を製出す、世これを象谷塗といふ、其法は竹籠を以て質とし或は木器を質あり、黒漆又は朱漆を塗り、之に細密なる花草を雕り、或は同色或は異色の漆にて更にその花草を填め以て鮮明にす、其巧甚だ精良なり、寛政年間西紀千七百九十年代の人なり、其子藏黒、弟藤川清次文倚堂文倚堂也號すも亦この技に長ヒ子孫代々業を相傳ふ。

(そ)宗哲 姓は中山、勇山と號す、元祿年間西紀千六百九十一年頃の漆工の名手なり、蒔畫を能くし最も塗を巧みにす、子孫みな宗哲の名を繼きて數世に及ぶ(つ)堆朱平十郎 慶長年間西紀千六百の工人にて堆朱を製するに甚だ巧なり故に此名稱あり、其業を以て家康に仕へ、子孫相次て世襲す、また萬治のころ西紀千七百百六十一年堆朱楊成といふ者あり、亦堆朱の妙手と稱せられ、享保のころ西紀千七百京都佛光寺に堆朱屋治郎左衛門といふ者あり、世人評してその技門入の上に出づといふ、又同時に江戸に堆朱養うぢや清長時に藤七及び勘七といふ堆朱工ありて並に名工の聞えありき。

(な)永田友治 享保の頃西紀千七百百十餘年の蒔畫師にして光琳の風を慕ひ當時の妙手と稱せらる

○中山胡民 近代の名手にして蒔畫を能くす、羊遊齋の門人にて弘化でろ西紀千八百四十餘年の人なり

(む)井上白齋 寛政年間西紀千七百五十年代の蒔畫師にして當時の名工原羊遊齋と共にその名世に高し

(ふ)藤重藤殿 慶長年中西紀千六百の漆工にして當時の妙手なり、原は奈良の人なりしが徳川家康、豊臣氏に代り大政を奏決するに及び藤殿を江戸に召て漆器を作らしむ、此際また家康藤殿に命じ漆を以て點茶に用ゐる磁器の缺損を補修せしむ、漆にて磁器を補修することは藤殿を始めとす

(こ)古滿休伯 寛文ごろ西紀千六百六十年代の蒔繪師にし幕府に召る、其製する所甚だ精巧にして亦優雅なり、其子を安亘久藏と稱し亦良工なり家を嗣

て第二世蒔繪師となり其後子孫つぎく業を世襲す、世にこの派の蒔繪を稱して古滿蒔繪といふ

(あ)青貝長兵衛 元和中(西紀千六百廿年頃)螺鈿工の妙手にして長崎の人なり、支那の法によりて青貝を漆器に裝することを始む。是より先き本邦の螺鈿は支那の法を傳へて鮑貝即ち青貝を嵌入す其技甚だ精妙なり、青貝の稱を得しは此故なりき

(さ)貞安 姓は清原、安元の頃(西紀千百七十餘年)の平文師なり(平文の製は薄き金版に或は平脱文ともいふ)當時蒔繪師に則季といふ者ありしが相共に名工と稱せらる、嘗て後白河上皇の五十の賀宴を開き天下諸工藝に秀たる者を召見し給ひしことあり貞安、則季ともに召れて其席に列れるを以て時人稱して名譽とせり

○坂内寛哉 寛政年間(西紀千七百九十年代)の蒔繪師にして其技精巧緻密なり、其描法古滿派なるを以て古滿寛哉とも稱す

(え)春慶 後龜山帝の御宇(西紀千三十年頃)の名工にして和泉國大島郡堺の人なり、唯黃或は鐵丹及び柿油を以て着色したる一種雅潤の髹法を發明す、世に春慶塗と稱するは是にて春慶は即ちその祖なり

○珠光 奈良の僧にして茶事を能くするを以て足利義政に召さる、珠光たゞに茶道に精しきのみならず髹法に亦巧にして能く茶器を製出せり、文明年中(西紀千四百)の人なり、此頃泰阿彌、清阿彌の両工あり亦漆器の名手と呼ばる

○春正 姓は山本、京都の人にて延寶ごろ(西紀千六百)の蒔繪の名工なり殊に磨出しに妙を得、子孫にその職を傳へて數世に至る、世これを春正

蒔繪といふ、第一世春正以後みな春正を以て職を承りし

○塙見小兵衛 京師の良工にして名を政誠といふ、磨出蒔繪に頗る妙を得たり、正徳年間(西紀千七年)の人なり

(も)門入 後土御門帝の御宇(西紀千四百)の漆工にして京師に住す支那の

法により堆朱堆黒を製出せり

(セ)關宗長 寛永年間(西紀千六百廿餘年)の名工にして京師の人なり、其製造の器にて漆にて名を記することを始む、是より前は漆工その名を製品に題するには皆彫鏑たりき

○青海勘七

元祿年間(西紀千六百九十年頃)の名工にて漆画を善くし殊に波文を

巧みに描く、これ青海の名ある所以なり

(す)鈴木庄左衛門 名を正義といひ、京都の蒔畫師なり、寶曆(西紀千七百五十餘年)の人にして其名聲當時に高し

◎陶磁器製造名家傳

本邦製陶の業は神代に起り紀元六百三十年代(西紀二十七年)より外國の製法も傳へられ且當時すでに物象を造り又陶器に波文及び獸形等を裝飾せる者あり、然を未だ釉を施さず降て延暦遷都の時(西紀四十七)

年に至ては陶業頗る進歩し瓦にさへ釉を施し大極殿を葺にみな碧瓦を用ゐたり而して延喜年間(西紀九百年代)には製陶の地漸く増加し當時陶器を以て調と爲し國は大和、河内、攝津、和泉、近江、美濃、播磨、備前、讃岐筑前等の十國に及ぶ其後世の治乱によりて此業の盛衰は多少免れざりしと雖も天慶の頃より東西亂れ諸國(西紀千二百尾張の陶工、支那に渡りて其陶法を學び得て歸りし以來陶業再興し爾後は世の騒擾に關せず此道の發達著るしく以て今日に至る、其間名工も頗る多く出たり

此條は前なるとは少しく例を別にし先づ陶器の種類を分ちて掲げその下にその焼の名手を併記せり、そは看者に名種の陶名を知るに併せて其陶工の妙手を知るの便を與へんと思へばなり

(い)犬山焼(一名丸山) 尾張國丹羽郡犬山城(新腰落の後は邊にて製出する)を以て名く、其始め文政年間(西紀千八百二十餘年)支那製の吳須及び赤色の描畫

を摸造し、又本邦乾山の風を寫す、今に至て依然その製に從ふ

○出雲燒 樂山富士名の二種あり、樂山は慶安年間(西紀千六百)出雲國島根郡松江の樂山にて始めて焼出し、富士名は萬治年間(西紀千六百)樂山より窯を分て専ら茶器を造る、樂山燒は陶工權兵衛といふ者長門國萩より土及び釉を齎來りて製せしを以て其器萩燒に似て少しく奇を帶ぶ製する所點茶の具及び蓋鉢多し(其名を權兵衛といふを以て人これを製する所點茶の具及び蓋鉢多し(其名を權兵衛といふを以て人これを稱して賞愛せり)然も一代にして廢絶せしを寛政年間(西紀千七百)に至り良工出で製陶の業再び起り爾來繼續して今に至り頗る熾盛を致す、近來此地より製出する所のものは黄釉を施したる上に五彩の釉を以て畫く、往昔より今日に至るまで此地の陶器を概稱して出雲燒といふ

權兵衛(長門國萩の陶工高麗左衛門の弟にして慶安年間出雲國に來り樂山に於て始めて陶器を製す)

半六(權兵衛の弟子にして能く抹茶器を製す萬治年間樂山より分窯して富士名燒を創む、其製する所たゞ茶器に止る)

善四郎(寛政年間の瓦工にして陶器を製するに巧くなり、出雲の國主松平治善四郎鄉致仕のうち不昧モ號し、茶道に心を潜め能く茶器の好醸を辨す)

(は)破風 建武年間(西紀千三百)尾張春日井郡瀬戸村の陶工第四世藤四郎

の製せし陶器にして其施せる釉の破風をなしたる所を破風といふ

似たるより名けし者なり、茶壺多くして雜器少なし

○萬古燒

元文年間(西紀千七百)伊勢國桑名の商沼浪五左衛門の始めて

製する所なり、五左衛門點茶を好み樂燒を造るに巧みにして交趾或は阿蘭陀の彩色釉画を善くし其製真に逼る、窯を其地なる小向村に開きて多く製出す、然ど其陶工ならざるを以て價を求めて鬻す只だ賞翫する者にのみ之を予へたり

沼浪五左衛門(十六年)幕府に江戸に召され居を小梅村にトして専ら陶器を

造り萬古の印を欵す其世に存する者を古萬古と稱して人これを愛重せり

有節桑名の骨董家なるが製陶を巧みにして樂燒その他古器を摸造す天保年間(西紀千八百三十餘年)其製器に萬古の印を欵せんことを五左衛門

の孫、五左衛門に乞ひ之を許されて嗣後みな萬古の印を其器に附す、然ども萬古とは全く之の製を異にし手頃を以て捏造し樂燒多きに居る、且急須も

○萩燒 長門國阿武郡萩の松本にて焼く所のものなり、其始めは永正年間（西紀千五）に在り（當時製する所の陶器はその質緻密にして釉色白赤を帶び且つ軌消なり）點茶家の茶碗の稀に世に傳ふる者あり人これを降て慶長三年（西紀千五百）朝鮮人李敬といふ者歸化して此地に留り名を高麗左衛門と更めて陶器を製し（其製する所の高麗の登（朝鮮の地名）と稱する者に效ふ陶質粗にして淡薄なる白黄の釉を施せり、茶碗、香盆、花瓶、皿鉢等を造り其上茶碗最も多し而して茶碗のうちに割高臺と稱する者あり臺輪に一處もしくは二三處缺くる所あるを以て名くるな寛文年中（西紀千六百六十餘年頃）大和國の人三輪休雪この地に來り陶術を能くするを以て國主毛利家に仕へて陶器を製する其製する所土質緻密にして淡白に青色を帶たる釉を施す而して釉の止製するところに必ず疑問あるを常せず世に之を松本焼と稱して著製のものにつ別爾來工人業を傳へて今に至れり

豊助樂 文政年間西紀一千八百廿餘年 尾張國愛知郡にて豊助といふ陶工、樂燒の
法に従ひて茶器食器等を製す、而してその外面に漆うるしをぬり之に描金線モジブンジンセン
画えを施し裏面は樂燒の質をあらはせり工人業を嗣て今に至る

○常滑燒 尾張國知多郡常滑村より焼出するを以て名づく其始め詳かならず、傳へて天正年間西紀一千八百年に窯を開くといふ、其質粗にして赤色を帶び茶褐色もしくは黃色の釉を施す、瓶子、酒壺、花瓶及び喫茶器等を製出せり、然そその製甚だ巧ならず

和年間（西紀千八百餘年）肥前國有田村の製磁法を傳へ移し、に超り爾來進歩に進歩を加へその巧頗る精妙に達れり。此地は最も古き本邦の製陶地にして是より前盛に陶器を出し加藤景正（かとう きよまさ）四郎等の名工も多く起りたれを皆瓷器にして磁器を製せず、殊に抹茶器を主として其他の器を造ることは甚だ少なかりき。磁器の製法ひらけし以來は舊時の風を一變し凡百の器物を製出して世用萬般の需要に供するに至る。然をも舊來瓷器を製するを以てその職とし來れるが故に尾張の方言に瓷器を造るを本業と稱し磁器を製するを新製と稱す。

加藤民吉 尾張の陶工加藤吉正の弟にして享和元年(西紀千八百一年)津村にて磁器を製出す即ち尾張新製の題といふべき人なり
桝吉 尾張新製の工人にして半切等と共に方今の大なるは經り五尺より六尺に至り又能く磁器の大額を造る其大さ九尺もししくは一丈のものあり

(か)唐津燒

肥前國松浦郡唐津の山麓にて製する所の陶器なり、此地陶器を製すること極めて古し、然しその始めを詳かにせず、或は云ふ孝德帝の時(西紀六百)に創むと、而して當時造る所のものは皆瓦器にして釉を施せる者なく、其質は頗る堅硬なり。今なほ稀に存す斯て世人が珍貴として賞愛する所の唐津陶器に七種あり、一は米量(元享年間(西紀千三百廿年)に製する所に於て)にて米を斟しに由、二は根拔(明治の間(西紀一千三百三十餘年より千四百七十年代まで)に製する所にして其質白土あり赤土あり、釉色は鉛色にて壺輪の内鍍の如くなりて土質を露はす入殊に之を質す)、三は奥高麗(文明より天正の間(西紀一千四百七十年より千五百八年頃まで)に製する所にして高麗の茶碗を模造せし者なり陶膚や口密にして釉色は赤黄もしくは青黄なりを最も貴ぶ此三種を稱して古唐津といふ、四是瀬戸唐津以下四種を唐津の名物と稱す、斯てこの地の陶業は年を

戸唐津(應により天正の間(西紀一千四百六十七年より千五百八十年頃まで)に製する所に於て尾張の湖戸の釉水を用ゐたる故に名づく、白土にて白色釉を厚く施して龜紋の劈痕甚し)五は繪唐津(度長年間(西紀一千五百九十六年)以降に製する所にして其質赤土なり青、黃、黒を兼たる釉を用ひて草書を描く處る潤澤ある)六は朝鮮唐津(天正より寛永の間(西紀一千五百七十年頃まで)に製する所にして朝鮮の土及び釉を濫布す、水指、皿、鉢の類ひ多くして茶碗少なし)七は掘出唐津(寛永より亨保の間(西紀一千六百廿餘年より千七百廿年頃まで)に製する所にして其質堅く釉色は青黒を帶び壺輪のところに於て青白を雜へてある釉を濫布す)八は瀬戸唐津(以下四種を唐津の名物と稱す、斯てこの地の陶業は年を経ていよ／＼盛大に赴き工人或は自ら發明し或は他の法に倣ひ稍に窯を分ちて各所に開き遂に有田、大河内、志田、小田、吉田、松ヶ谷、白石、三河内、斐山の九窯となり、有田また分れて一瀬、南河原、鷹房、外尾、黒牟田、廣瀬の六窯となり、有田以下十五窯にて製出する所の者を總稱して今利焼といふ、今利は本州の陶器を諸國に輸出する地の名なり)

祥瑞伊勢松坂の人にて通稱を五郎大輔といふ、正永年中(西紀千五百年前)に渡り磁器を製する法を學ひて其技精妙に至る、歸朝の後これを肥前唐津の工人に傳ふ、磁器の製法是より諸國に傳播す。

(た)高取焼 太郎左衛門、彌次兵衛、喜平次は並に方今の大工と稱せらるゝ人の始むる所なり、當時製せし所のものは多くは茶器に止りしが寛永の頃(西紀千六百五十嵐)次左衛門といふ者もと肥前唐津の城主寺澤忠高に仕へしを致仕のうち筑前に來り黒田忠之(長政)に召され其命によりて朝鮮の歸化人八藏と共に陶器を製出す、而して寛永七年(西紀千六年)に通す其業大に進みて盛に諸器を製出し、而して寛永七年(西紀千六年)窯を穂波郡白旗山の麓に移し、寛文七年(西紀千六百上座郡鼓村に移し實永年間(西紀千七年)百餘年)に至り工人更に福岡城南の東松山に窯を開き鼓村の巧を傳へて陶器を造る、故に爾後は鼓村と東松山との二處となり以てその業を今日に傳ふ。

八藏(八藏)慶長年間黒田長政に従ひて歸化せし朝鮮人に加藤清正に従ひて名を更めて新九郎の姓なるを以て長政、新九郎を肥後より筑前に招き兩人をして陶器を製造せしむ、其製する所のもの質堅硬にして茶褐色の釉を施しその上に黒色釉を班らに施せり世に之を古高取と稱す。

八郎右衛門(八郎右衛門)朝鮮の歸化人八藏の子なり、寛永年中黒田忠之の家にゆき其指教を受けり、其造る所多くは茶壺にちりして美なり、世これを瀬戸高取と稱す。

(ら)樂燒 永正年間(西紀千五年)支那人朝鮮人阿米夜といふ者歸化して京師に居り名を改めて宗慶と稱す一種の陶器を發明せしが幾くならずして歿せしを以て其製品存せず、其妻尼となり夫の法を傳へて陶器を造る世人これを尼燒と名く、其子長祐(織田信長の命により千利休の意匠)を用ひて赤黒釉の茶碗を製す、而して其製みな指頭によりて成る形狀奇にして頗る雅致あり。

長祐(歸化人宗慶の子なり、天正十六年(西紀千五百八十八年)白秀吉に聚樂園の第に召され千利休の意匠に従ひて赤黒釉の茶碗を造る、其製甚だ佳

良なりければ秀吉これを賞して樂の字は金印を賜ふ、長祐大に喜ひ爾後自ら製する所の陶器に皆この印を用ひて樂焼と名づけ且つ樂を以て家の號來代々これを用ふ、長祐は即ち樂家の第一世にして其通稱を長次郎といひ氏を田中といふ、田中氏は千利休の子ふる所なり

常慶樂家第二世にして通稱を吉左衛門といふ、吉左衛門樂燒の妙手にて頗る名聲あり故に爾後十數代みな吉左衛門の名を襲げり

第三世を道入といひ第四世を一入といひ第五世を宗入といひ第六世を左入といひ第七世を長入といひ第八世を得入といひ第九世を了入といひ第十世を旦入といひ以て今に至る

(お)御深井 尾張國名護屋城の外郭中にある地名なるが寛永年間(西紀一千三十)徳川光友(尾州)主窯を園中に築きその土を以て陶工に茶壺を名けて御深井焼といふ、其後天保の頃(西紀一千八百)に至り齊莊(當時のまた陶工として各種の器を造らしめて工業の進歩を圖る、然ど其窯今は廢せり、御深井焼は其質緻密にして佳良なり

◎織部焼 その始め天正年間(西紀一千五百)古田織部(正重然千利休の弟子にして茶道に達し)

機部流の尾張春日井郡瀬戸村の陶工に命じて焼しめし所なるを以て此名あり、陶質柔軟にして厚く黒褐色の釉及び緑の釉を施して草書を描す、此法傳はりて今に至る

○大河内焼 享保年間(西紀一千七百廿年頃)國主鍋島氏命じて陶窯を肥前有田に隣れる岩屋川の地に始めて開かしめ其後故ありて大河内に移し陶工を藩籍に属して精良の器を作らしめ、之を幕府に献じ私かに販賣するを禁じたる所の者、なり然そ貴族の需めに應じて製せし者あり製する所茶碗、皿の如きは臺輪に櫛形紋を附して記とす、故に之を稱して櫛手といふ

○大桶焼 加賀國河北郡大桶町にて製する所のものなり、天和年間(西紀一千八百)京師の陶工樂吉左衛門の弟長左衛門といふ者この地に來り樂燒に倣ひて點茶用の茶碗を製す、其質緻密にして赤黃色の釉を施せり、釉色飴の如くなるを以て俗に大桶の飴釉と稱す、是第一世長左衛門

にして子孫その業を嗣ぎ第四世長左衛門に至り圈内に大極といふ印を附し爾後は代々みならず今は其製するところ茶器のみにあらず又村中の人おほく製陶の業を執れり

(^く九谷燒) 加賀國江沼郡九谷村にて製する所の陶器なり其鑑號は寛永年間西紀千六百加賀國大聖寺の城主前田利治その臣田村權左衛門に命じて窯を九谷村に開かしめ主として點茶家の用ゐる茶壺水指の類を焼せしに在り萬治の頃西紀千六百に至り利治の子利明父の遺志を繼ぎて後藤才次郎を肥前の有田に遣し磁器彩釉の法を學ばしめ以て陶器を造らしむ(此際京師の名畫工久隅守承加賀に來り遊ぶ因て之に畫して諸器を製す世に之を守承下畫と稱して珍賞す陶質白土にして彩釉を施す者殊に佳なり此頃より以前の者を通稱して古九谷といふ)其後やゝ衰へしを文化年中西紀千八百十年頃に至り吉田屋傳右衛門といふ者更にまた九谷村に窯を起して陶業を再興せしかば青綠の彩釉を描し爾來多少の沿革ありしと雖も其業は傳はりて今日に至る

傳右衛門(山代村に移し九谷の土石を運搬して諸器を製し支那風の青色畫けを描)

八郎右衛門(陶畫工にして豈ほ傳右衛門と時を同うす嘗て支那陶畫譜を得き金泥を附着して甚だ精美なり世稱して八郎畫金瀬といふ)

大藏清七(傳右衛門の業を續て頗る勵精し淺井幸八が八郎右衛門の陶畫譜を得て發明する所ありしを以て之を相謀り技術ます)精巧画

莊三及び友三(九谷窯の工人にして安政年間西紀千八百五十餘年山城村の傍らに新窯をひらき金瀬手を製す)

(や)八代燒 肥後國八代郡高田にて製する所のものなり加藤清正兵を朝鮮より旋すとき朝鮮人尊階といふ者歸化して從ひ來り朝鮮の陶法を以て點茶の茶壺及び茶碗の類を製す其質緻密にして青、黃、黒の釉を垂下したり始めて開窯せしは寛永九年西紀千六百にして其後正保のころ西紀千六百四十餘年同郷下豊原村にて更にまた一種の新陶を造る此時のものは瓷器にて肉薄く色淡灰にして白土の細孔紋理をなし甚だ上品な

り爾後専精して頗る佳良妍美の器を製出し其地の工人巧を傳へて今日に至る

(ま)眞中古 尾張國春日井郡瀬戸村にて製せし所の陶器なり、眞中古と稱する故は文永年間(西紀千二百年)第二世藤四郎の作る所なるを以て第一世藤四郎の古瀬戸に對して云る者なり

第二世藤四郎(第一世の業を嗣て更に創意を出して黄色の釉を發明す、先のみを全体に施し、茶碗の他に香爐、花瓶等漸く雜器をも製造する所は茶盞及び茶碗の外に香爐、花瓶等漸く雜器をも製造するに至り其業大に進歩せり)乾山焼 元祿年間(西紀千六百尾形深省琳の弟光の造る所の陶器なり)皇城の乾北なる鳴瀬村に居るを以て乾山と號す、性陶法を好み一種の陶器を製出し紫翠乾山或は紫翠深省といふ落款を附せり、其陶風は樂焼に似たる所あり、往々器械を用ゐし者あれを手頭にて捏造せし者多し

○乾也焼 天保の頃(西紀千八百)の人にして姓を三浦といふ江戸人破笠及び乾山に倣ひ陶製にて巧みに動植物の細小なる形を模造す、その技頗る精妙なり

(こ)古瀬戸 尾張國春日井郡瀬戸村にて製出せし古き陶器といふ此地の陶器何れの頃に始まりしか詳かならざるを上古より陶器を調貢し後亦製陶の業頗る盛大に及びしに因て陶磁器を惣稱して瀬戸物といふに至る

加藤四郎左衛門景正(尾張の陶工なり始め瀬戸村にて陶器を造りしが後にして獲ふが故に袖、口に及ばず因て世これを稱してクチハグデといふ、貞元年(西紀千二百廿三年)僧道元に從ひて支那(宋代)に渡り陶法を學ひて安らす故に再び瀬戸村に來り遂に良土を探り得て業を開く、斯て焼山す所の陶器以前にくらぶれば数等の上に位す、後世これを古瀬戸と稱し、又その支那より齋す所の土にて造れる茶壺を藤四郎唐物と稱して點茶家最も賞愛すす、藤四郎といふは加藤四郎左衛門を略稱せし者なり、後に御庭し飛點の黄色釉を施度すと世これを春慶茶壺といひ又飛春慶といふ、又祖母懐(地名)の土を以て茶壺を製す、之を祖母懐と稱し共に世の重んずる所の者なり)

(え) 永樂燒 文化年中(西紀千八百十年)土風爐師善五郎了全といふもの本業の餘暇に和漢の古器を模造し頗る巧緻精妙を得、その中支那永樂年間(明治の千四百年代)製せし所の金襴様と稱する磁器に本きて造りし者(赤色釉塗り其上に金粉)殊に佳なり、徳川齊順(秀忠)伊深く賞愛して永樂の印を賞與す、爾來永樂を磁器の名とし又家の氏とし以つてその業を子孫に傳ふ

(あ) 淡路燒 天保年間(西紀千八百三十餘年頃)淡路國三原郡伊賀野村にて始めて窯を開く、其製する所のもの土質柔軟にして描く所の彩釉甚だ妍麗なり又青或は黃なる釉を施せる小器を製す、其狀恰も粟田燒の如し

加集珉平(淡路國伊賀野村の人にして京師に上り五條坂の陶工尾形周平を力太及びその姪三平業を傳へ以て今日に至る)

○有田燒 慶長年中(西紀千六年頃)朝鮮の歸化人李參平(肥前國松浦郡泉山にて白聖を驗出して製し創る所なり、泉山は滿山悉く磁器を製するに適

する良土及び釉料の土石を産するを以て工人遠近より來り集ひ、その業稍に發達し又盛大に赴き今は陶工百二十戸、錦描をなす者三十餘戸職工千五百餘人ありといふ、以て其の熾なるを知るへし

李參平(慶長三年(西紀千五百九十八年)鍋島直度、朝鮮を征して還れる時其臣多久安頼に從ひて歸化し其金江の人なるを以て金江氏を冠す、製陶に頗る妙を得たり、始め肥前の田中村にて良好的白聖を檢出し精潤潔白なる磁器を製するに適を得、遂に有田燒の今日隆盛を致す基

東島德左衛門(肥前伊萬里の人にして正保四年(西紀千六百四十七年)長崎にゆき支那人に就て釉畫彩色の法を得、その後しばく試験をなして後南河原の柿右衛門を謀り遂に五彩及ぶ金泥を磁器に附着することを發明す、其造り出す所のもの支那の鉢手、金襴様に異ならず爰に於て有田燒に一進歩を予へたり)

辻喜左衛門(有田の瓦工にして今代の名手とす、透彫を能くして其製頗る緻其密な社勝造り明治の初年有田の瓦工と共に社を結びて香蘭社と號し以て其道の進歩を謀る、勝造は喜左衛門の後なるを以て舊に伏り陶器を朝廷に調進せり)

聞にあり

○粟田燒 第二編粟田陶器の條に委し

(さ)薩摩燒 慶長年間(西紀千六百年前)薩摩國主島津義弘朝鮮の役に従ひ其還るに際し彼の地の陶工十七人(仲氏、白氏、李氏、朴氏、方氏、姜氏、陳氏、鄭氏、車氏、林氏)を携へ來り鹿兒島の高麗町に居しめ其中より良工を選びて大隅國帖佐に徙し其處にて點茶用の茶壺、茶碗等を造らしむ(當時の陶器の質は緻密に施す其中に蛇鰐を稱し白色の其後寛永年間(西紀千六百二十年)に復その窯を薩摩釉の班らなる者を最も貴ぶ)。其後寛永年間(西紀千六百二十年)に復その窯を薩摩の豊野に移し次で磯の田野浦に移し更に苗代川村に窯を築きて焼出せり是より良陶と稱すべきもの出來り(當時製する所のものは白磁に造の刷毛目三島及稍に進歩し寛政年中(西紀千七百九十年)國主島津齊宣工人にひ寸古株を製す)。稍に進歩し寛政年中(西紀千七百九十年)國主島津齊宣工人に命じて白瓷に金襴の深紋を着しめ之を錦様と稱す斯てこの地の陶業ますく頗るにして其巧今日に傳はる。

朴興用(朝鮮より島津義弘が携へ来る十七人の一人にして取分け陶法を巧を開きて佳瓦なる陶器を造り始む)

○相馬燒

磐城國宇多郡中村にて製する所のものなり慶安年間(西紀千五百二十年)

同地の工人始めて窯を開く其陶質粗糙にして灰色の釉を施し走馬を畫けり走馬の畫は狩野尚信この地に遊べるとき中村の城主相馬義胤の需に應じて画く所なりといふ(走馬は相馬氏の徽章なり古近世に至ては其技頗る進み前製の者と面目を改め甚だ精好なる者を製出す)。

(さ)京燒 天正年間(西紀一千五百七十餘年)に始まるといへど誰の開窯たるを詳かにせず、當時の著名なる工人は正意、萬右衛門源十郎、宗伯、新兵衛、茂右衛門吉兵衛、道味、江存、茶白屋、茶染屋等なり(是等は天正より寛永に至るまで五年間に出し人にて並にみな點茶器を製す奇品の今然ど其技を傳ふる者なし)。寛永の頃(西紀一千六百二十年)野々村仁清といふ名工いで、其技さきの正意、萬右衛門等にもをさく譲らず且々子孫その業を嗣ぎて製陶を盛んにせしを以て後世仁清を京燒の始めとなすに至る(仁清のことを第二編清水坂陶器の附記に委しく出たり)

仁清丹波國野々村の人にて姓は藤原、名は清兵衛、寛永(一に寛文)の頃の製陶器を製す奇品の今然ど其技を傳ふる者なし、寛永の頃(西紀一千六百二十年)野々村仁清といふ名工いで、其技さきの正意、萬右衛門等にもをさく譲らず且々子孫その業を嗣ぎて製陶を盛んにせしを以て後世仁清を京燒の始めとなすに至る(仁清のことを第二編清水坂陶器の附記に委しく出たり)

○ 清水焼 第二編 清水坂陶器の條に委し
○ 紀州焼 天保年間(西紀千八百三十年代) 紀伊國主徳川齊順、京師の陶工了全を招き自ら指教して交趾様の陶器を造らしむるを以て始めとす。其釉法は色も魚卵の如き地摸様をなす。而して淺黃の地に青綠の着色を施し金色を以て飾れり。

○ 金花山 永仁年間(西紀千二百五十餘年) 尾張春日井郡瀬戸村の陶工なる第三世藤四郎、美濃國金花山の土を取て製する所の者なり。故に此名あり。第二世は黃色釉を用ゐたれど第三世は第一世藤四郎の法に倣ひ茶褐色の釉の上に黒色釉を班らに施し黃色釉のものなし。又茶壺のはか雑品を見す。

(み) 美濃焼 美濃國土岐郡多治見村にて製す。慶長年間(西紀千六百年頃) 朝廷の命によりて土器の花瓶、酒壠等を造り、文化年中(西紀千八百二十年頃) に至りて磁器を製す。其製法はもと尾張の瀬戸及び赤津に倣ふと雖も磁質透明にして青花藍染、淡花藍染の者おほし。尾張新製と共に世に行はれ其業頗る盛なり。

(し) 志野 文明の頃(西紀千四百二十年代) 志野三郎左衛門尉宗信(足利義政の臣にして尾張國瀬戸村の工人に命じて一種の茶器を造らしむ、因て此名あり。其製器輪厚く質粗にして白色釉を濃く施し龜甲紋の跡痕を出す。而して之に花卉を書き、其法傳はりて今に至る。

○ 信樂焼 近江國甲賀郡信樂の長野村にて製する所の陶器なり。其始めは弘安年間(西紀千二百年) にあれど當時は種壺(稻子を育む爲に稻子を水に浸す壺) 等の如き者を焼出するに止りしが(後世この頃のものと古信樂を稱する淡青釉を班らに施せる品を上等とす) 永正の頃(西紀千五百年代) に至り此地より始めて茶器を造り出し武野紹鷗に賞せられり。其愛玩せしを以て世これな

樂を紹鶴信寛永年中西紀十六百には千宗旦に愛せられ宗旦は利休の孫にて茶の宗匠なり其愛せしところなるを以て世爾來茶家の爲に愛玩せらる遠州信樂小堀政一がこれを宗旦信樂といふ爾來茶家の爲に愛玩せらる遠州信樂信樂の工人が士に命じて燒しめし所なり其製源空中信樂本阿彌空中が本地の土仁清信樂野々村仁清が本地の新兵衛信樂京師陶工新兵衛が本地のなを稱する者もありて各一種の得色をなす此地の工人これらの製法に微ひて諸器を造り以て今に及ぶ

○白石燒 肥前國白石にて製する所の者にして其始を詳かにせず安政年間西紀千八百五十余年に至り京師より陶工走波といふ者こゝに來りて陶器を製す其狀永樂に似て彩畫描金を巧に用ゐたり工人その業を傳へて今日に至る

(ひ)備前燒 應永年間西紀千四備前國伊部に窯を開きて陶器を製す世人これを伊部と稱し後世茶褐色の釉を施して其上に更に黃色の濃釉を撒し奇形又火櫻といひ紅錦の櫻のこそく形づくる班文あるを以て火又單に

備前といふ最初は種壺、浸種壺の如き農具のみを燒しが其後花瓶、酒壺等をも造り天正の頃西紀千五百に至り始めて茶壺を製す世この頃のものを古備前と稱して賞愛せり然そ後世は茶器よりも擂盆、酒壺にその名高し世これを備前櫻鉢、備前德利と呼びて其質の堅實なるを重寶とす古來業を傳へて製陶に從事する家は森、木村、頼宮、金重、大響、寺尾等の六氏なり

三日月六兵衛 備前燒の良工にして天正年中の人なり始めて茶器を製出英器微青色の釉を施す火度過甚にして茶褐色に變ぜしを最も佳と稱す同時に六兵衛に並びて名を得たる一工あり櫻花の記號を印す其製はよ三日月に同じ只その少しく三日月に同じ只その少しく

附 錄

刺繡及び染物

◎ 刺繡

世にこの技を稱して縫箔といふ、そは昔時衣服の絹に縫と摺箔とをなしたるが故なり、其起原は詳かならざれども源順の和名抄に繡の字を出して沼無毛乃と訓し以五色絲刺萬物形狀也と註し順は天暦五十年代に當る又やゝ時代おくれて道長が全盛と記し、葵花物語には「裳、唐衣の眼」さうがん薄物などを金して造りたる菊の折枝、松などを縫たるいとをかし、烟後また伊勢の海といふ催馬樂を蘆手にねひたりの卷などあり、歌民ば一條帝の時の人なれば西紀千年ころに當れり、蘆手とはるほらてんといふも見や、らてんは螺鈿にて螺粉を蒔つけし者をいひ、さうがんは鏤嵌にて金銀箔を細くして縫つけたるをいふ、然ば當時すでに刺繡、箔摺にいろいろの種類ありて貴婦人の用に供せしこと知れたり、降りて室町時代百年代百二十年代西紀千四となりては種々の摸様を染てその間々を五色の糸金糸など以て縫ふこと流行す、これを繪縫物また唐縫などを稱せり、唐通とは撫糸にて染たる音をいふ、よら而して古へも此頃も刺繡の衣をさる糸にて染たるは單に絹物といふ。

着るは重に婦人にして男にては貴人の子息十四五歳まで縫せし服を着することあり、其後徳川の世に及び刺繡を用ゐること殊に盛になり、公家の上膚、武家の女中など、皆その上衣には刺繡を用ふ、また箔の小袖とて金銀箔にて摸様を着たるあり、其摸様は石燈及び鱗形にて禮式などの時にこの摸様の衣服を着す地を黒にして金にて石後また地なし小袖とて惚体に金箔を松川菱のやうに置たるが行はる是は一般に婦人の禮服に用ゐられたる者にて婚禮、年始などを男の熨斗目さるとき女は地なしを衣たりといふ、寛永の頃西紀千六年遊女までも之を用ゐしと見え、近世奇跡考、山東庵に昔の婦女は縫箔の小袖を禮服とす、京六條に傾城町ありしどき寛永の頃までは遊女も地なし縫箔の小袖へり箔の小袖を着たるが云々と記せり、後世地なしと稱する、摺箔は廢れられと刺繡のかたは薬増す盛に行はれ、後には貴婦人たちのみならず下様に至るまで婚禮の禮服などには縫を用ゐ、又芝居の衣裳などには

五彩金銀箔の大刺繡をなすを常とし平素も婦人の半襟、男子の烟草入
その他なにくれど刺繡の業頗る繁多となり其技もまた甚だ進歩し今
代にいたりては諸名家の畫などを巧に刺繡して遍額、掛物、屏風等を製
す、その製する所の花卉鳥獸人物もしくは山水みな精巧微妙妙眞に逼る
もの多し、而して京都尤もこの技に長せり

◎ 染物

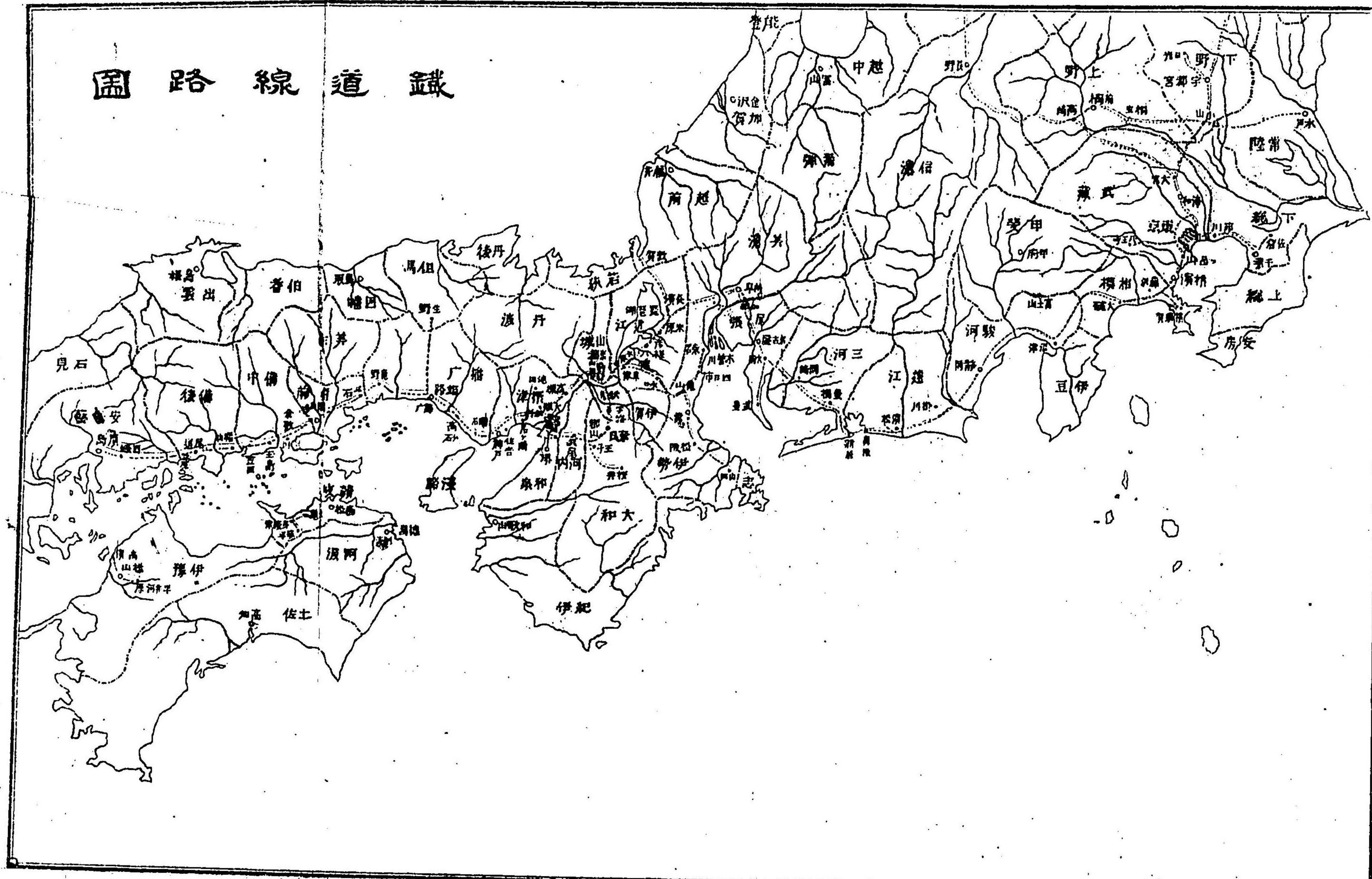
染物 物を染る業は太古よりあり、嘗て建葉槌命倭文布を織を以て楮、麻等の糸を青赤その他の色に染めて横柳條を織成す、これを倭文布といふ、これ本邦花章の濫觴にして又染色の起源なり、八千矛神の歌に黒き御衣青き御衣茜つき染木が汁に染衣なぞいふ詞もあれば當時木草の染汁にて布帛を種々の色に染なして衣に製りしこと知らる、其後も上下とも衣服は必ず布帛の染たるを用ゐたれば染物の業は稍に發達し延喜の頃百餘年には染色の數もふえ夾纈の板しめらぶけつ蠟を以て花卉鳥蟲の縹り蠟纈の形を書き染て後洗去るの蠟を等ありて具さに延喜式に載せたり、又源氏物語紫式部の審する

年の頃に着れりる 枕草紙は紫小納言の著なるが納言等には其頃の婦人及び男
子また稚兒など用ゐし衣服の染色をかずく記す、植続がよりたる色
江び染蒲萄末濃染の方を色濃く 蘇芳混じたる色 棟談棟色に少し青地摺白き絹に標色の小
葉青みれる色 二藍染も即ち薄紫染色 村濃むらくに巻染三所を強く練りて染
者たる青鉄みの雜れる者 卷染反物を柔かに巻き二
中に蘆手摸様といふ者は殊に貴人の愛好せし染摸様をも染めなしたる
氏の頃より徳川氏の初代にかけ世の變遷と共に人の嗜好も推移し隨
ひて衣服の染色摸様にも變化を及ぼしぬ、今も能樂に用ゐる衣裳には
足利時代の染色及び摸様の遺れるがあり、亂世には染色も亦これに伴
るものにて 一時からん色外國より褐布といふ物渡りしが其色に似たる色
にて正しくはからん色なり、訛りてからん色といへるなり、黒き色なり古といふ
へ播磨國飾器にて藍を渡り染てからん色をいへるなり、黒き色なり古といふ
が勝負の勝に取て軍陣に用ゐられ、又武家に悦ばれしことあり又古歌

に「わが戀はしかまのかちにあらねをもあひそめてこそ濃さはしらるれ」とあるより婚禮に此色を用ゐること流行せりといふ、寛永の頃西紀百二十三御所染女院御所の好み給ひし色にて當時多く之を此色に染めて官十年承應年間西紀千六百甚三紅京師長者町桔梗屋甚三郎京師にひそしき色を染出す又これを中紅とて紅基三郎この染を發明西紀千六百甚三郎憲法染京師の紹客吉岡憲房を以て人始めし所なり憲房後に房を法に改め音讀にして法名とす故に呼て憲法染といふ此染を一にひんばう返しとも稱せしより當時婚嫁の時に此色を忌て用ひざりしをいふそは返しの語寛文の頃西紀千六百甚三紅臘染京師の紹屋新右衛門といふ此染を明めし所にして古人が春宵一刻價千金を歌ひし春月の夜この染を思得たりをいふ、新右元祿の頃西紀千六百甚三郎太夫鹿子伊藤小太夫京師に流行し次に京大阪に盛に流行せしを以て一に江戸かの先とせり太夫鹿子京師の人藤屋善右衛門といふ者の染山す所なり較ら元祿の末西紀千七友禪染一に友泉に作る、京師の工にして色染の下番を創意す其を染出す絹縮緬等に多し實永年中西紀千七年代千彌染紫色にて大絞りに染たる者なり此染を用ひし遅羅染遅羅國より渡りし染物に微ひて染る故の稱なり、さらさへり名づけられ外國より来るを和染に別て唐さらさへり

大久保小紋大久保家にて召し用に好み染等の染色または摸様かわるく出い出ては廢り廢りては出い出て時好の走勢極りなき中に友禪染、遅羅染さ染鹿子纏また紫、紅、黒、棕色の如きは昔も今も變らず世に用ゐらるゝなり以上他の如きは昔も今も變らず世に用ゐらるゝなり親和染、慶政のころ堆朱染文化のころ伊藤染など向ほ多くなるべし而して明治の代となり染業の進歩著しく其染出す所いよ／＼新奇にして増々佳美を加へ殊に摸様ものゝ如きは精巧を極め筆もて盡くとも斯程までには至る。まじと歎賞せらる京都工人の手に成るものに於て殊に然りとす

鐵道 線泉 路各 國周



ପ୍ରକାଶକ

第五編

雜部

◎七條停車場 下京區鳥丸通り七條南に在り、明治廿一年二月を以て開業す、その線路東は名古屋、濱松、静岡、横濱を経て、東京に達し、西は大阪、神戸、岡山を経て廣島に至る、今左に京都より各要地及び名區への滾車賃金表を掲げて旅客の便に供す（但し下等賃金を記す、中等は下等の三倍と知るべし）

東

稻荷(伏見)迄
馬場(大津)迄
名古屋迄
岡崎迄
浜松迄
大沼迄
横濱迄
新橋迄

二十九錢
二十四錢
一圓十九錢
一圓六十一錢
二圓九錢
二圓四十三錢
二圓八十六錢
三圓十一錢
三圓二十九錢

西

廣尾岡姫明鏡神大
島道山路石磨戸阪
迄迄迄迄迄迄迄

二十七錢
四十七錢
五十二錢
五十九錢
八十一錢
一百七十七錢
一圓四十七錢
一圓七十七錢

◎電氣鐵道 京都電氣鐵道は左の四線に區別して著手中なれば四月中旬までには悉皆竣工に至るべし

第一線 七條停車場より伏見京橋際まで長さ四哩強

第二線 七條停車場より五條、四條、三條、二條に至り高瀬通りを経て粟田口、大津街道入口より水利事務所に達す長さ三哩

第三線 高瀬^{たかせ}、二條より寺町を北へ丸太町を西へ鳥丸を北へ下立賣を西へ堀川に至る長さ二哩半

第四線 堀川下立賣より南へ三條を東へ西洞院を南へ七條裏の空地を経て停車場に達す長さ三哩餘

◎人力車の賃金は一里、七錢一日五十錢とする(但し晴雨、昼夜道路の難易によりて高低あり)今三條

大橋より各名區への賃金を記すれば左の如し

修學院迄	十七錢
鞍馬山迄	三十五錢
嵐山迄	十八錢

比叡山麓(八瀬)迄

二十錢
二十二錢
三十錢

高雄山迄

宇治迄

◎舟は高瀬川、疏水、及び保津川にあり、その種類及び舟賃を左に記す

高瀬舟(三條小橋より)

運送(衆込舟)

一般船(乗込舟)

備貿(一時用)

般(屋形舟)

同三保崎より賦上まで

五

五

五

五

五

五

五

五

五

五

◎客舍

外國人旅宿

也阿彌

井上喜太郎

(スティシヨンロード)

下京區八坂

烏居前東入坂

雜部

三百九十一

同 六匁迄 六 錢

以上の割合を以て目方二匁迄を増す毎に税金貳錢を増加す

端書

並端書 壱 錢

往復端書 貳 錢

書籍 帳簿 各種印刷物 寫眞 書畫 繪圖
營業の見本及び雑形農産物種子

目方三十匁迄 貳 錢

同 六十匁迄 四 錢

以上の割合を以て三十匁迄を増す毎に税金貳錢宛増加す
但書籍類は一束の目方三百匁迄見本及び雑形は八百匁迄に限る

官報及び新聞紙雜紙 目方十六匁迄 五 厘

同 卅二匁迄 壱 錢

以上の割合を以て目方十六匁迄を増す毎に税金五厘を増加す

但一個の目方三百匁を過くべからず

二號又は二個以上を一束にして差出するものは

目方十六匁迄 壱 錢

同 卅二匁迄 貳 錢

以上の割合を以て目方十六匁迄を増す毎に税金壹錢宛増加す

但一束の目方三百匁を過すべからず

書留手數料

郵便物一個に付 六 錢

右は何程の郵便物にても税金の外に納む

配達證明手數料

書留郵便一個 三 錢

別配達料

東京、京都、大阪は

右の外郵便局ある地は

拾 錢
六 錢
六 錢

郵便局なき地は路程十八町迄

同 廿六町迄 拾 貳 錢

同

以上の割合を以て路程十八町迄を増す毎に六錢宛増加す

都て郵便物は大さ曲尺にて長さ一尺二寸幅八寸厚さ五寸を限りとす
郵便物未納稅不足稅之わるときは届け先より其二倍を納めしむべし
若し届け先に於て未納稅不足稅を納めず其郵便物を受取らざるとき
は差出人に戻し其三倍を納めしむべし

官衙へ宛未納稅の郵便物は直ちに差出人へ差戻さるべし

郵便小爲替累則

郵便小爲替料

金三圓迄 三 錢

郵便並爲替料

金五圓迄 四 錢

金拾圓迄

六 錢

金貳拾圓迄

拾 錢

金三拾圓迄

拾五錢

小爲替は其証書の日附より効用期限六十日間とす

並爲替は其証書の日附より百二十日以内に受取べし若し此の日數を
越むる時は書換を願出べし

電信條例摘要

一音信(和文片假名) 拾 五 錢

右十字以内を加ふる毎に金拾錢を増す

歐文五語以内

貳拾五錢

右一語を加ふる毎に金五錢を増す

市内和文一音信 五 錢
同歐文五語以内 拾 錢

右和文は十字以内を加ふる毎に金三錢、歐文は一語を加ふる毎に金
貳錢を増す

宿所姓名は電信料を要せず

電信料は頼信紙へ電信切手を貼用すべし又郵便切手を代用すること
を得

電信一通に發信人三名迄連名することを得

電信料不足拂の分は二倍追納のこと

配達料一里迄無手數料一里以上は郵稅を拂ふべし若し拂はざる時は
郵稅先拂のこと

至急電信料は通常の三倍とす

追尾電信料（先へ追報するをいふ）は一回毎に原電報料の半額を増す

同文電信料（同時に同文を同着局へ向けて報するをいふ）は原電報料を除き一通毎に和
文は五錢、歐文は拾五錢を加ふ

照校電信料（誤りを防ぐをいふ）は原信料の半額を増す

受電信報料（受信人に電信の正に達せしや）は和文は一音信、歐文は五語
の料

別使配達料は着局より九町毎に三錢とす

電報受取証書の手數料は三錢とす

電信符號 至急ウナ 追尾チラ 改正追尾ナチ 同文ヨム 照校ム
ニ 受信マナ 返信料前納ナツ 局待ヤム 親展ニカ 郵便配達ツ
ツ 書留配達カナ 別使配達マツ

小包郵便

小包郵便に差出すこと出来ざる品は左の如し

一 毒薬、劇薬、流動動物、流動爆發燃燒腐敗し易き物、鮮化すべき物、動物、植物、鋒刀器、硝子器、陶器等の損傷し易く又他の物品を損害すべき物品

品

二 風俗を害すべき文章書画圖寫真

三 金銀寶玉

四 信書及び信書の性質を有する者若くは音信文記入の物品

右物品の外は何品にても差出す事を得べし但第二項の物品も郵便局の承認を受ければ差出す事を得

小包郵便に差出す物品の容積は曲尺にて長さ貳尺、巾貳尺、厚さ貳尺迄を制限とし重量は壹貫五百目迄とす

小包郵便料一覽表

里 程 量	二百 匁迄	四百 匁迄	六百 匁迄	八百 匁迄	壹貫 匁迄	五 壹貫 匁迄	百 壹貫 匁迄
二十里迄	七	六	八	一〇	一一	一二	一三
四十里迄	一〇	一一	一二	一〇	一一	一二	一三
五十里迄	一三	一二	一〇	一〇	一一	一四	一九
六十里迄	一六	一六	一六	一六	一六	一七	二〇
七十里迄	一九	一九	一九	一九	一九	一九	二七
八十里迄	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二七
九十里迄	二五	二五	二五	二五	二五	二五	二七
一百里迄	二八	二八	二八	二八	二八	二八	二七
一百五十里迄	三一	三一	三一	三一	三一	三一	三一
二百里迄	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三一
二百五十里迄	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三一
三百里迄	三四	三四	三四	三四	三四	三四	三一
三百里外	二二	二二	二二	二二	二二	二二	二二

郵便局市外に送達する小包郵便物は其重量に従ひ別に左の郵便料を加徵す
一個重量六百匁迄
同 一貫目迄
同 一貫五百目迄
六 錢

小包郵便物に對する保険料は登記金額迄賠償す而して其登記價額は百五拾圓を超過することを得ず

保険料は登記金額壹圓迄金七錢とし壹圓以上は壹圓毎に金壹錢を加ふ假令は物品登記原價拾圓なれば保険料は拾六錢にして五拾圓なれば五拾六錢の割合となるなり

金額を登記せざる通常の小包郵便物の損害に對しては重量百目に付金拾錢の割合を以て賠償す

左の場合に係る損害は政府に於て賠償の責任なし

- 一 天災其他避くへからざる事變に因るとき
- 二 物品自己の性質に因るとき
- 三 差出人の過誤怠慢に因るとき
- 四 本法郵便條例及び其施行に關する命令を遵守せずして郵便に差出したるとき

小包郵便物損害に對する賠償の請求は其郵便物の差出人より遞信大臣の指定する郵便局に之を爲すへし此場合には郵便料の返付をも請

求することを得、その期限は郵便物差出の日より三ヶ月とする此期限を経過したるときは政府其賠償の責を免かる

小包郵便配達の際其物品の外被に破損なく重量に變異なきときは在中の物品に損害あるも政府其損害を賠償せず又受取人若くは差出人に於て異議なく郵便物を受取たる後顯はれたる損害も亦同ヒ
賠償又は郵便料の返付に關し郵便局の通知を受け之に不服ある者は其通知を受けたる日より二ヶ月以内に裁判所へ出訴する事を得

小包郵便物の轉送又は還付に對する郵便料を納めざる者並に小包郵便に差出すことの出來ざる物品を小包郵便として差出したるものは

⑥貳圓以上貳拾圓以下の罰金に處す

◎通運會社

下京區四條通、室町東へ入

通運賃錢表

内國通運株式會社京都支店

京都織物株式會社
京都陶器株式會社
京都電燈株式會社
京都倉庫株式會社
京都電氣鐵道株式會社
疏水倉庫株式會社
京都時計製造株式會社
内國通運株式會社京都支店
西陣紋織合資株式會社
京都製糸合資會社
九阪合資會社
合資商報會社

炎上
川下
京區
櫻町通
三條上
京區
島丸通
上下
京區
島十九
通四
條
下
ル
第
町
十三
番
戶
御
前
通
上
ル
下
京區
油小
路通
御
前
通
上
ル
上
京區
元
誓願
寺通
智惠
光院
西入
上
京區
元
誓願
寺通
智惠
光院
西入
上
京區
元
誓願
寺通
五條上
ル

住 所

通稱

營業者氏名

京都生命保險株式會社
明治生命保險株式會社京都支店
日本生命保險株式會社京都支店
真宗信徒生命保險株式會社

吳服商

上
京區
東洞院
通御
池上
下
京區
三條
通
上
京區
東洞院
通六
角下
下
京區
六角
通東
洞院
東入
上
京區
今出
川通
大宮
西入
上
京區
元
誓願
寺通
智惠
光院
西入
上
京區
元
誓願
寺通
五條上
ル

上京區御池通東洞院西入

上京區室町通三條上ル

下京區東洞院通六角下ル

上京區室町通二條下ル

下京區三條通烏丸西

下京區烏丸通四條上

上京區室町通姫小路上ル

上京區室町通二條下ル

上京區東洞院通押小路下ル

下京區烏丸通高辻下ル

下京區四條通御旅町

下京區四條通富小路角

上京區東堀川通一條上ル

北糸山田長左衛門

丹久高田久七

永庄河本庄兵衛

千格屋藤川源兵衛

奈良屋西村徳左衛門

近江屋稻垣藤兵衛

越後屋下村正太郎

大丸屋三井得右衛門

高島屋飯田新七

大丸市熊谷市兵衛

丸佐直木松太郎

上田屋川島甚兵衛

木綿商

下京區諏訪町通五條下ル

下京區烏丸通五條上ル

下京區三條通東洞院西入

下京區堺町通六角上ル

下京區烏丸通佛光寺上ル

下京區五條通烏丸西入

上京區談屋町通長者町上ル

下京區富小路通六角下ル

下京區富小路通六角上ル

綿糸商

上京區二條通川東三町目

洋反物商

下京區富小路通六角下ル

下京區富小路通六角上ル

綿糸商

松前屋藤井源四郎

山田屋福田市十郎
伊庭喜伊庭喜兵衛

大忠辻忠郎兵衛
鍵忠藤原忠兵衛
永樂屋細辻伊兵衛
近江屋大橋忠七
水口屋伴庄兵衛
山形屋伊吹平兵衛
伊庭喜伊庭喜兵衛

下京區六角通銀屋町東入

染物業

下京區油小路通四條下ル

上京區油小路通三條上ル

下京區白川橋筋通三條下ル

下京區新町通鍾小路下ル

下京區小川通三條下ル

下京區西洞院通松原上ル

下京區鏡小路通西洞院東入

上京區油小路通竹屋町下ル

下京區油小路通四條下ル

上京區西洞院通二條下ル

吳服悉皆業

藤屋 加藤源兵衛

井筒屋 高野平兵衛

樹屋 東太三郎

堀川新三郎

丸勘木村勘兵衛

紅屋立木彦太郎

丸屋下村市太郎

格屋小谷佐兵衛

阿波太澤井德次郎

井久井澤久七

松葉屋宮崎半兵衛

千竹堂遠藤彌三郎

大甚島甚右衛門

松井宗七

吉田米吉

樋口重助

西村總左衛門

千利田中利七

油利田中新造

三上復一

山岡利兵衛

洋服裁縫業

上京區寺町通御池上ル

上京區寺町通御池上ル

下京區三條通烏丸東入

下京區柳馬場通三條下ル

上京區新町通三條上ル

刺繡業

上京區大宮通五社上ル

下京區室町通三條下ル

敷物商

下京區寺町通松原上ル
下京區寺町通四條下ル

婦人小間物商

松前屋 河瀬勘兵衛
奈良屋 野口覺太郎

下京區鞍屋町通松原下ル
下京區四條通柳馬場東入

千賀萬 木田萬右衛門
天上粉 藤本茂兵衛

下京區松原通高倉西入
下京區柳馬場通高辻上ル

海與 海津與兵衛
三重 中村重次郎

下京區寺町通五條上ル
上京區御幸町通三條上ル

越源 高木源兵衛
紅清 西田清左衛門

上京區大和大路通四條下ル
上京區寺町通丸太町下ル

菱屋 三上セ
龜甲屋 川端陸奥

下京區經手通大和橋上ル
下京區二條通寺町東入

和栗虎次郎
西田清左衛門

扇子商

下京區富小路通五條上ル
下京區東洞院通七條下ル
下京區富小路通松原上ル
上京區二條通寺町東入
下京區柳馬場通佛光寺上ル

平久 平野久五郎
西田 西田宗四郎
井筒屋 中島伊助
伊勢儀 塚本儀助
石角 石角喜三郎

馬場龜太郎
近江屋 銀庭長兵衛

下京區富小路通四條下ル
下京區四條通柳馬場東入
下京區新シ町設小路上ル

團扇商
玩弄品商
洋物雜貨商

北清水 清水勝造
橋本屋 三崎清次郎

谷口德次郎

下京區四條通御旅町

下京區三條通駿屋町東入

下京區四條通富小路西入

鏡

商

下京區五條通富小路東入

下京區六角通烏丸東入

七

寶業

上京區三條通白川橋北裏

陶磁器商

商

下京區三條通白川橋通三丁目

下京區白川筋通三條下ル

下京區馬町通本町東三町目

下京區五條橋東四町目

今井作兵衛

今井辨次郎

澤田作兵衛

金森恒七

中島吉次

中島エカ

並河並河靖之

錦光山宗兵

安田源七

澤吉吉岡吉兵衛

丹波屋西田伊太郎

平岡利助

龍雲堂服部文造

慶文堂倉貫喜兵衛

河内屋吉田安兵衛

吉川孫四郎

印刻業

銅器商

下京區五條大和大路角
下京區寺町通四條上ル上京區寺町通二條下ル
下京區富小路通五條上ル

金銀銅器製造業

下京區高辻通堺町西入
下京區寺町通四條上ル

下京區寺町通六角下ル

縫針商

下京區三條通寺町東入

賭金物商

下京區上枳穀馬場通寺町角

上京區鞘屋町通五條下ル

下京區松原通寺町西入

下京區五條通堺町東入

金銀箔粉業

下京區松原通高倉西入

下京區松原通小田原町角

下京區間屋町通五條下ル

時計商

下京區三條通富小路東入

下京區三條通富小路東入

下京區四條通小橋東入

下京區四條通富小路西入

上京區寺町通竹屋町上ル

樂器商

下京區鳥丸通綾小路下ル

下京區松原通高倉東入

下京區建仁寺町通四條下ル

上京區夷川通車屋町角

刀劍商

下京區寺町通松原上ル

上京區柳馬場通御池下ル

弓矢商

下京區御幸町通萬勝寺上ル

みすや 福井勝秀

近平 伊藤平兵衛

松幸 津田幸次郎

富士屋 下村九兵衛

炭屋 湯浅七左衛門

銀五 岩坪五兵衛

井重 福田重助

美濃屋 可説彦次郎

家邊徳之助

荒池茂助

大澤善助

神田 静

村田築次郎

金善石村善八

今村幸八

中野米助

岸本源助

柴田勘十郎

下京區寺町通松原上ル

寫眞師

下京區寺町通佛光寺下ル

下京區八坂神社内

下京區新京極通蛸薬師

下京區圓山公園

指物業

下京區寺町通佛光寺下ル

下京區御手道三條下ル

道具商

下京區古門前通御手東二丁目

下京區古門前通小畠西入

上京區寺町通押小路上ル

下京區古門前通御前通上ル

文房具商

上京區寺町通姊小路角

上京區御幸町通御池下ル

上京區寧屋町通一條上ル

下京區西中筋御前通上ル

漆器商

下京區高辻通柳馬場西入

下京區寺町通綾小路下ル

下京區守町通四條上ル

下京區高辻通柳馬場西入

漆器商

下京區佛光寺通秋屋町西入

下京區松原通高倉西入

中村文助

堀眞澄

成井賴佐

小谷庄次郎

寫眞館

井崎熊四郎

近江屋高木卯之助

市田屋西村萬之助

越後屋林新助

天永堂池田溝助

福田淺次郎

薰玉堂負野小左衛門

漆器商

下京區古門前通御前通上ル

下京區古門前通御前通上ル

上京區寧屋町通御池下ル

上京區寺町通御手道三條上ル

下京區西中筋御前通上ル

漆器商

下京區高辻通柳馬場西入

下京區寺町通綾小路下ル

下京區守町通四條上ル

下京區高辻通柳馬場西入

漆器商

下京區佛光寺通秋屋町西入

下京區松原通高倉西入

吉德波多野徳太郎

孫内田孫兵衛

表 具 師

下京區東洞院四條上ル

松雲堂 松村 艮助

上京區押小路通鉄屋町西入

菊屋 三浦多次郎

上京區鈴小路通東洞院西入

春芳堂 伏原嘉一郎

佛 畵 商

下京區油小路通花屋町下ル

間宮新一郎

下京區油小路通七條上ル

桑田屋 上原藤兵衛

上京區寺町通鈴小路上ル

萬宗堂 田中宗祐

下京區腰ヶ井通魚池上ル

八幡屋 井澤治助

下京區寺町通松原上ル

近江屋 中野伊助

柳行李商

下京區烏丸通佛光寺下ル

金大服部清三郎

下京區三條通寺町東入

翠 簪 商

萬屋速水吉平

下京區四條通堺町角

色紙短冊商

近江屋 西川源次郎

上京區寺町通御池下ル

富春亭 吉田勘兵衛

上京區寺町通御池上ル

正春堂 山本孫兵衛

繪具染料商

長顯傳三郎

上京區一條通千本西入

木村タミ
稻烟勝太郎

上京區二條通東洞院角

越後屋 中井三郎兵衛

上京區烏丸通二條上ル

錢宗田中宗助

茶商

上京區寺町通二條上ル

下京區五條通室町西入

下京區柳馬場通綾小路下ル

下京區寺町通三條

香煎商

下京區四條通大和大路東入

菓子商

上京區姉小路通車屋町角

下京區蜻葉師通堺町角

下京區東洞院通蜻葉師角

下京區七條通油小路西入

上京區今出川通大宮東入

一保堂

渡邊利兵衛

魁春堂

藤川清太郎

降福堂

美濃部光之助

太古庵

清水太兵衛

原了廓

原岩吉

末廣

吉田吉次郎

良則

今井清次郎

若狭屋

高濱平兵衛

笹屋

田丸伊太郎

塙路軒

谷口平三郎

虎屋

黒川光正

川端道喜

吉井

孫谷口アサ

松屋

本政七

吉平

掛見繁松

松屋

本政七

吉平

早田平助

吉平

慶松庄左衛門

岸竹堂

大藤傳次郎

大藤傳次郎

丸安濱口高次郎

丸安濱口高次郎

下京區洛東圓山公園東

漬物及罐詰瓶詰物商

上京區一條通烏丸西入

上京區烏丸通上長者町下ル

藥種商

上京區烏丸通二條下ル

上京區烏丸通二條上ル

上京區二條通車屋町西入

上京區烏丸通二條上ル

上京區二條通烏丸東入

◎畫工及び彫刻蒔繪師

下京區洛東圓山公園東

上京區寺町通荒神口上ル

上京區室町通竹屋町上ル

上京區丸太通金座東入

上京區烏丸通丸太町上ル

下京區東洞院錦小路上ル

下京區烏丸通五條下ル

下京區錦小路通新町東入

上京區御池通堀川東入

上京區御幸町丸太町下ル

上京區烏丸通三條上ル

上京區御幸町通御池下ル

下京區四條通高倉西入

上京區室町通二條下ル

漢畫田能村直入

土佐派月玉泉

土佐光武

森川曾文

巨勢小松年文

鈴木松年文

菊池芳文

巨勢小松年文

竹内松年文

谷口吳曉文

柏芳文

池松曉文

鈴木曉文

巨勢小松年文

勢小松年文

山田元春文

田中一華文

山田曉文

山田曉文

山谷曉文

竹内曉文

谷口曉文

森雄山

神坂雪佳

秦寶英

田中宗祐

旭玉山

工木山

影牙山本利兵衛

院長猪子止戈之助

壹圓五拾錢(間名數二十
圓(附二名宛)

別上等一日

壹圓五拾錢(間名數二十
圓(附二名宛)

別中等同

◎病院

府立病院河原町

入院料

別上等一日

壹圓五拾錢(間名數二十
圓(附二名宛)

別中等同

部

上等	中等	下等	同	同	同	同	同
七拾五錢(三十十五名)	五拾五錢(合計)	參拾五錢	副院長川本レ尙造	副院長川本レ尙造	副院長川本レ尙造	副院長川本レ尙造	副院長川本レ尙造
別上等(但西洋人)一日	壹圓五拾錢	七拾五錢	(間一名に付二間宛)	六拾五錢	四拾五錢	五拾五錢	七拾五錢
東山病院(延國、神幸社)	院長半井澄	院長半井澄	院長半井澄	院長半井澄	院長半井澄	院長半井澄	院長半井澄
入院料	一日	七拾五錢合計	八拾十名	八拾十名	八拾十名	八拾十名	八拾十名
一等	同	五拾五錢	八拾十名	八拾十名	八拾十名	八拾十名	八拾十名
二等	同	五拾五錢	八拾十名	八拾十名	八拾十名	八拾十名	八拾十名

院長 山田文友

山田病院(因幡第)

◎ 医師 京都府管内開業醫師の多き千を以て數ふべく一々舉^あげるに遑

あらず中に就き有名なる者を記すれば左の如し(但姓名いは順)

區内

堺町通、三條下ル

佛光寺富小路西へ入ル

新町通、妹小路上ル

河原町通、上切通上ル

兩替町通、御池角

富小路通、二條下ル

富小路通、二條下ル

烏丸通、三條下ル

猪子止戈之助
服部嘉十郎
川本尙藏
加門桂太郎
安藤精軒
淺山郁次郎

祠替町通、御池角

四條通、油小路東入

小川通、御池下ル

◎ 郡 部

愛宕郡、松ヶ崎村

葛野郡、小松原村

紀伊郡、伏見町

久世郡、宇治町

足立健三郎
佐伯理一郎

齋藤仙也

西洋石川玄記
西洋福井貞憲
同漢西鴻田彌一郎二條通、烏丸東入
古川町通、三條下ルニ丁目
五條橋東二丁目慶松藥局
小泉藥局
中野藥局

◎ 看病婦

◎ 薬局

同志者看病婦學校　烏丸通、上長者町下ル
 履料　普通病
 一日　金五拾錢一週間以上一ヶ月まで一日に付　金四拾五錢
 同　傳染病

一日　金七拾五錢より壹圓まで

看病婦履主心得

履料は右に掲げし外一ヶ月以上は一日に付金四拾錢にして傳染病は普通病の各五割増と心得べし
 賄料及び往復費用は履主より別途に支給すること勿論なり
 連日看護をなさしむる時は一晝夜少く共六時間の休息を與ふべし
 看病婦は専ら主任醫師の命に従ふて勤くべきものなれども若し履主に於てその看護婦がその責を怠り不行届の事あれば速にその校の係り員へ報すべし

◎ 內外尺度比較表

同同	同清	同獨	同同	同佛	同同	同同	同英
一一							
里丈	尺分	エフ	キメ	セキ	エロ	マヤ	フィ
		ル]	ロ	ンリ		イ	ン
		ンス	メト	チメ	クド	ルド	トチ
		ル	メ	ル			
		ト		ト			
		ル		トル			

○內外衡量比較表

同	同	同	同	同	英
一	一	一	一	一	一
ブカ	トボ	オグ			
ツロ	ンン	ンレ			
セン		ドス	ス	ス	ン
ル					

同我一分为七
同七分五餘四厘强
同千六二百八十
同六二百八十七斤
同二升五一合一
同二升五合一
同二升五合一
同二升五合一
同二升五合一
同二升五合一

第一ガラム

孟	米	佛	英	內	同	獨	同
買	貸	貨	貨	外	濟	一	一
宣	壹	壹	壹	貨	一	ア	一
留	參	法	片	幣	分	イ	一
凡	(同)	(同)	(同)	磅	兩	メ	一
我				元		ル	

◎ 內外貨幣比較表

貯金二拾五圓
明治廿八年正月
五拾五圓五毛拾
年相合付
五拾五圓五毛拾
年相合付
五拾五圓五毛拾
年相合付

付	付付	付付	付付		同我	同我	同我
同	同同	同同	同我	銀	十一	四三	二二
				錠	匁分	石斗	百分
五	貳四	四四	五拾		八	五八	六六
拾	圓厘	拾錢	拾圓		匁	斗升	十四
參	拾強	錢貳	壹廿		七	七八	六六
錢	壹錢	八厘	綴六		八	升合	匁毛
七	七厘	厘七	參錢				六強
厘	六	壹毛	厘八				分六厘

◎ 京都府管内物産

附錄

市内

○織物○繡物○染物○絲條類○鹿子絞○晒布○針○金銀箔○金銀銅
錫器○漆器○陶器○光紅○白粉○京偶人○毛植細工○綿○紙類○扇

○團扇

郡部

○砥石葛野郡及相樂郡木屋村○石材愛岩郡白川村○黃土紀伊郡深草村○大蘿菔伊豆郡○大蕪伊豆郡
青以上愛岩郡墨院村及近村○水菜○芋○慈姑以葛野郡伊二郎村○尊菜池大○藍葛野、紀伊二郎郡○芍
藥○薄荷○天門冬以上久世喜二郎郡○茶宇治紀伊、久世、綱喜各郡○梅實久世、綱喜二郎郡○栗○杉上以
葛野○竹乙訓、葛野二郎郡○筍乙訓、葛野、紀伊、宇治各郡○松蕈乙訓、葛野、愛岩郡○薪炭愛岩馬村郡○
鯉鮒、鰻鮎以上治二郎郡○年魚桂○團扇○土偶人伏水以上

丹波國

○磁石桑山、船井二郎郡○燧石桑田郡山階村、多紀郡征見○石灰桑田、船井郡及氷上郡○大豆
桑田、船井二郎郡○黑豆桑田、船井、多紀郡○百合桑田、船井二郎郡○蒟蒻船井郡○甘薯氷上郡○
杉材○薪以上桑田○斑竹氷上郡外諸村○松蕈桑田、船井二郎郡○蜂蜜桑田○年魚津保郡
和知○生絲各桑田、船井二郎郡○貫縞纖氷上郡佐治町○綿布何鹿郡綾部○蕨粉桑田○桑酒船井郡○柿桑田
二川○寒天桑田、船井二郎郡○蘭席船井郡○陶器立杭村○木地挽物桑田、船井郡○
木村八○寒天桑田、船井二郎郡○蘭席船井郡○陶器立杭村○木地挽物桑田、船井郡○
○桐油天田○炭桑田、船井二郎郡

丹後國

○硯石中郡小原山○赤小豆中郡長岡村○蜜柑加佐郡由良村○海草類瀬户内海諸村○鰻淺茂湖竹野郡
及小演湖○鱈與謝郡伊根浦○鯧同郡○白干烏賊魚同郡宮津○干魚瀬户内海諸村○鯨熊骨與謝郡○
島村○海鼠同郡伊根浦○撰絲各同郡○縮緬與謝、竹野二郡○最上品より北原村、熊谷村、河梨、櫻谷の三村○紬與謝郡○蠟○桐油與謝、加佐郡

脱稿に際し看客の爲に一言す

爰に本書の完結を告ぐ、然を著者みづから懐する所なきにあらず、此書もと簡要を旨としたれば或は繁冗に流んことを恐れ或は紙數の増んことを憚り、殘惜くも言ふと欲して言す書んと欲して書ざりしことも多かりき、斯るが故に参考書引用書の如きも大かたは其書目を省けり、又数百に渡れる書を一々記さば恐らくは看客その煩に堪ざるべし、然を單に美術にのみ係はりたる書はさばかり多きにもあらざれば是のみは参考もしくは引用せし中の或る書の名を掲げて一は本書中の美術纂類に干れ事を世に示し一はなは深く美術の事を探らんとする人に便せんとす、社寺の什寶に付ては八代弘質が書入せる寺社寶物展閲本繪畫に付ては狩野永納の本朝畫史、安西於菟の近世名家書畫談、伸山高陽の畫譚、雞肋、齋藤月岑の增補浮世繪類考、陶器に付

トは金森得水の本朝陶器攷證、菊岡治涼の本朝世事談繪、陶器漆器彫刻織物刺繡染物等弘く日本美術を兼ては獨國 J. J. Rein 氏の著したる *The Industries of Japan*、英國 Christopher Dresser 氏の著したる *Japanite architecture, art, and art manufacture* 及び黒川博士の編纂せられし工藝志料(刺繡染物の「種」)、菊本嘉保の萬寶全書(此他にも古今著聞集等多かれど美術の專著ならぬは學文等の書に依れり)、此中にて工藝志料は日本諸工藝の由來を識るに甚だ簡明にして善く *The Industries of Japan* は外人の手に成れるものから頗る詳密を盡したれば美術の製法及び其原料まで細かに探んには此書に優れるもの曰下他に亦わらじと思はるゝなり、美術に志厚き諸子は此等の書をも本書に併せ見られなば得る所多かるべし、然ば著者の兼も聊か除かれん

明治廿八年三月一日

著者識

明治二十八年三月二十日印刷 同 年三月廿五日發行

版權所有

正價金八拾錢



著者 松山高吉

京都府下京區寺町通四條上ル
梅屋町十八番戸

大文字町十八番戸

同市上京區三條通東洞院東入

夷町廿二番戸

同市同區三條通東洞院東入

墨華院前之町十七番戸

發行者 田中治兵衛
印刷所 石黒劍次郎
合資商報會社

京都同盟書肆

東洞院三條北	村上勘兵衛	寺町錦小路北	笠田彌兵衛
三條通高倉東	出雲寺文二郎	六角通御幸町	小川多左衛門
富小路三條北	中村淺吉	寺町綾小路南	川勝徳一郎
三條御幸町角	大谷仁兵衛	寺町松原北	今井七郎兵衛
同	東枝書店	寺町松原南	内山改進堂
三條通寺町西	山中勘二郎	寺町五條北	飯田信文堂
三條通寺町東	石田音二郎	同	藤井佐兵衛
寺町通三條北	福井源二郎	五條富小路東	下村卯之助
同	清水幾之助	五條高倉東	澤田友五郎
三條通寺町西	福井孝太郎	中珠數屋町	西村七兵衛
寺町姉小路北	植村書店	花屋町西洞院	西村九郎右衛門
同	細川清助	御前通油小路	永田長左衛門
	佐々木惣四郎	油小路御前通北	山内正五郎

御幸町姉小路北

寺町通御池北

河原町通二條南

寺町通二條南

同 同

寺町通二條北

寺町通二條北

寺町通夷川南

寺町通夷川南

寺町丸太町南

新町竹屋町南

一條通小川東

二條通木屋町

二條御幸町西

二條通高倉東

藤井孫兵衛

若林茂一郎

大黒屋書店

若林支店

松田正助

河合卯之助

佐々木慶助

藤森岩太郎

須廣勘兵衛

岡田新二郎

文林堂

便利堂

林芳兵衛

油小路花屋町北

佛光寺烏丸東

四條東洞院

麸屋町四條南

古門前小堀西

四條御旅町

四條御幸町角

新京極六角南

新京極三條南

二條通麸屋町東

伏見町風呂町

同板橋

顯道書院

東枝律書房

宮田留吉

島崎吳竹堂

木村政七

澤田吉右衛門

内藤彦一

馬場利助

大谷勘兵衛

下村米吉

林新二郎

山田直三郎

檜鳥居商店

上野公園堂

廣瀬清七

